



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則の一部を改正する規則	建設局道路計画課	1
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 福田中学校2号線)	建設局道路管理課	3
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局垂水建設事務所	4
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(中村自治会ほか)	地域協働局地域活性課	6
告示	生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	7
告示	生活保護法等による指定介護機関の名称等の変更	福祉局くらし支援課	8
告示	生活保護法等による施術者の指定	福祉局くらし支援課	9
告示	生活保護法等による指定施術者の指定の辞退	福祉局くらし支援課	10
公告	農用地利用集積計画の決定	農業委員会事務局	11
公告	事業計画の変更(神戸国際港都建設事業浜山地区土地区画整理事業)	都市局用地活用推進課	23
公告	事業計画の変更(神戸国際港都建設計画東灘山手地区土地区画整理事業)	都市局用地活用推進課	24
公告	神戸市都市景観条例による協議の申出並びに当該申出に係る書面及び図書の写しの縦覧	都市局景観政策課	25
公告	神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例による地区計画素案の縦覧及び意見書の提出(神戸ハーバーランド地区地区計画)	都市局都市計画課	26
公告	神戸農業振興地域整備計画に係る軽微な変更	経済観光局農政計画課	28
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の指定	水道局配水課	29

執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月4日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第33号

執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則の一部を改正する規則

執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則（令和4年10月規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 (施行期日) 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、 <u>令和8年4月1日</u> に施行する。 2 [略] 3 執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則の一部を次のように改正する。	附 則 (施行期日) 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、 <u>令和7年4月1日</u> に施行する。 2 [略] 3 執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則の一部を次のように改正する。

別表 1 及び別表 2 の市立自転車駐
車場のあり方検討委員会 の項を削
る。

別表 1

名称	担当事務
市立自転車 駐車場のあ り方検討委 員会	市立自転車駐車場の今後 のあり方検討に関するこ と。

別表 2

名称	定数	任期	会長
市立自転車 駐車場のあ り方検討委 員会	5 人	委嘱の日 から令和 8 年 3 月 31 日まで	委員の互 選により 選任する 者

別表 1 及び別表 2 の本山神岡住宅
跡地活用事業者選定委員会 の項を削
る。

別表 1

名称	担当事務
----	------

別表 2

名称	定数	任期	会長
----	----	----	----

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

神戸市告示第566号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和7年3月5日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年3月18日まで一般の縦覧に供する。

令和7年3月4日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	福田中学校 2号線	神戸市垂水区名谷町字猿倉 301番96地先から	新	32.80	最大 10.80 最小 10.60
		神戸市垂水区名谷町字猿倉 301番96地先まで	旧	32.80	最大 15.70 最小 10.60

神戸市告示第567号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年3月4日

神戸市長 久元喜造

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

垂水自転車保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
垂水区西舞子8丁目20番19号 垂水保管所	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 1台	令和7年1月6日	垂水区福田5丁目6番20号 建設局垂水建設事務所
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 1台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和7年1月10日	
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 1台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和7年1月16日	
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 2台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	令和7年1月21日	
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和7年1月24日	
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和7年1月29日	
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	垂水区管内長期放置	自転車 6台 原動機付自転車 1台		

神戸市告示第568号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、中村自治会、下村自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年3月4日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

名称	中村自治会	下村自治会
主たる事務所	神戸市西区平野町中津266番地	神戸市西区平野町下村139番地の2
代表者の氏名	富岡 進治	小西 良一
代表者の住所	神戸市西区平野町中津470番地の3	神戸市西区平野町下村261番地

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 中村自治会 令和7年1月19日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	藤田 裕之	富岡 進治
代表者の住所	神戸市西区平野町中津256番地	神戸市西区平野町中津470番地の3

(2) 下村自治会 令和7年1月12日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	松井 利浩	小西 良一
代表者の住所	神戸市西区平野町下村162番地	神戸市西区平野町下村261番地

令和7年3月4日 神戸市公報第3900号

神戸市告示第569号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年3月4日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	廃止年月日
キリン堂薬局 有瀬店	神戸市西区伊川谷町有瀬1281番2号	令和6年3月31日

令和7年3月4日 神戸市公報第3900号

神戸市告示第570号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年3月4日

神戸市長 久 元 喜 造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	変更年月日	サービス種類
介護ショップひまわり西神戸店	(新)神戸市西区 森友4丁目10 4番地2 (旧)神戸市西区 伊川谷町前開7 63番地3	株式会社 ひまわり	神戸市西区森 友4丁目10 4番地2	令和7年 1月16日	福祉用具貸与 特定福祉用具販 売 介護予防福 祉用具貸与 特 定介護予防福祉 用具販売
こころっこ訪問看護ステーション	(新)神戸市垂水 区千鳥が丘3丁 目16番9号 (旧)神戸市垂水 区千鳥が丘3丁 目18番11号	医療法人 社団あお ぞら会	神戸市垂水区 千鳥が丘3丁 目19番9号	令和6年 12月1日	訪問看護 介護 予防訪問看護

神戸市告示第571号

次の施術者について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の指定をしたので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 7 年 3 月 4 日

神戸市長 久 元 喜 造

1. 柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
高内 穂希（六甲道ゆるり整体整骨院）	高内 穂希	神戸市灘区森後町 3 丁目 5 番 4 1 号	令和 7 年 1 月 10 日

神戸市告示第572号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条 4 項の指定の辞退があったので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 7 年 3 月 4 日

神戸市長 久 元 喜 造

1. 柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	辞退年月日
長田 美貴（ナチュラルケア 鍼灸整骨院）	長田 美貴	神戸市北区若葉台 4 丁目 8 番 1 1 号	令和 7 年 1 月 26 日

神戸市公告

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を次のように定めたので、同法第19条の規定により公告します。

令和7年2月20日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

令和7年3月4日 神戸市公報第3900号

(1) 一般

利用権の設定をうける者(乙)	利用権を設定する者(甲)	利用権を設定する土地		設定する利用権		権利の種類 (備 考)	内容(土地 の利用目的 を含む。)	借賃の支払の方法
		土地の所在地	現況地目	開始年月日 終了年月日	貸借料 物			
			認定面積 ㎡					
神戸市北区道場町 上野 和雄	神戸市北区有野台 清水 佳美 神戸市北区山田町 高橋 美鶴	北区道場町平田字八反田 295-1	田 876の内703	本公告日 令和9年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市北区道場町 芝野 博章	神戸市北区有野台 清水 佳美	北区道場町平田字中ノ垣内 323-6 北区道場町平田字イヤノ川原 826-1 北区道場町平田字イヤノ川原 826-2 北区道場町平田字イヤノ川原 826-3 北区道場町平田字イヤノ川原 826-4	田 626 田 745 田 498 田 9.17 田 81	本公告日 令和11年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市北区道場町 小坂 正巳	神戸市北区道場町 新谷 きよみ	北区道場町生野字水久野下 570 北区道場町生野字水久野中 578 北区道場町生野字水久野上 612	田 2,031 田 2,257 田 470	本公告日 令和11年12月31日	玄米102kg/1筆 玄米115kg/1筆 玄米23kg/1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年に係る借賃の全量を甲 の住所へ持参する。
神戸市北区山田町 萩 豊彦	東京都中野区野方 河西 順子	北区山田町中字堂ノ向 1-1 北区山田町中字堂ノ向 3	田 204 田 1,507	本公告日 令和16年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市北区有野町 温井 孝洋	神戸市北区有野町 西 勝司	北区有野町二郎字松本 165-1 北区有野町二郎字松本 166-1 北区有野町二郎字堂野 276-1	田 664 田 720 田 1,071	本公告日 令和16年12月31日	6,640円/1筆 7,200円/1筆 10,710円/1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年に係る借賃の全額を甲 の指定する預金口座へ振 り込む。
神戸市北区有野町 温井 孝洋	神戸市北区有野町 前中 光代	北区有野町二郎字堂野 271	田 1,477	本公告日 令和16年12月31日	14,770円/1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年に係る借賃の全額を甲 の指定する預金口座へ振 り込む。

令和7年3月4日 神戸市公報第3900号

神戸市北区道場町 芝野 博章	宝塚市清荒神 下浦 淳史	北区道場町平田字段ノ垣内 91 北区道場町平田字段ノ垣内 92	田 1,888 田 118	本公告日 令和16年12月31日	8,650円／1筆 550円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年に係る借賃の全額を甲 の住所へ持参する。
神戸市北区道場町 芝野 博章	神戸市北区道場町 下浦 和美	北区道場町平田字段ノ垣内 93 北区道場町平田字八反田 297-1 北区道場町平田字八反田 297-2 北区道場町平田字八反田 297-3 北区道場町平田字馬場垣内 362 北区道場町平田字谷口 555 北区道場町平田字谷口 558-1 北区道場町平田字谷口 558-2 北区道場町平田字谷口 558-3 北区道場町平田字谷口 559-1 北区道場町平田字谷口 559-2 北区道場町平田字谷口 559-3	田 1,282 田 844 田 131 田 61 田 3,065 田 1,688 田 1,005 田 171 田 151 田 1,897 田 287 田 78	本公告日 令和16年12月31日	6,000円／1筆 3,992円／1筆 620円／1筆 288円／1筆 14,500円／1筆 7,800円／1筆 4,620円／1筆 786円／1筆 694円／1筆 8,722円／1筆 1,319円／1筆 359円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年に係る借賃の全額を甲 の住所へ持参する。
神戸市北区道場町 芝野 博章	神戸市北区道場町 芝野 稔	北区道場町平田字溝添 159-1 北区道場町平田字溝添 159-2 北区道場町平田字溝添 159-3 北区道場町平田字溝添 160-1 北区道場町平田字溝添 160-2 北区道場町平田字溝添 160-3	田 1,908 田 315 田 284 田 703 田 115 田 32	本公告日 令和16年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市北区道場町 下浦 能尚	神戸市北区道場町 下浦 邦弘	北区道場町平田字老越 485 北区道場町平田字ヨタガ谷 595 北区道場町平田字井ノ内 603-1 北区道場町平田字井ノ内 604-1	田 2,098 田 1,176 田 1,999 田 1,803	本公告日 令和16年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	

令和7年3月4日 神戸市公報第3900号

神戸市北区上津台 小西 雄一郎	神戸市北区大沢町 小西 篤信	北区大沢町上大沢字西小谷 2188	田 745	本公告日 令和16年12月31日	6,500円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市北区東大池 福岡 美砂	神戸市北区大沢町 辻井 稔	北区大沢町上大沢字次郎ヶ谷 3119	畑 2,726	本公告日 令和16年12月31日	30,700円／1筆	貸貸借権設定	普通畑として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市北区大原 家根谷 靖子	神戸市西区榎谷町 二星 忠友	西区榎谷町栃木字西ヶ市 559 西区榎谷町栃木字西ヶ市 560	田 271 田 1,024	令和7年4月1日 令和8年3月31日	2,000円／1筆 7,000円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	令和7年12月20日までに借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市北区大原 家根谷 靖子	神戸市西区榎谷町 二星 忠友	西区榎谷町栃木字西ヶ市 558	田 611	令和7年4月1日 令和10年3月31日	5,000円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市西区押部谷町 藤井 良範	神戸市西区押部谷町 鷲尾 眞弓 兵庫県宝塚市平井 鷲尾 尚士	西区押部谷町細田字上垣 431 西区押部谷町細田字上垣 444	田 3,169 田 2,998の内2,000	令和7年4月1日 令和10年3月31日	17,019円／1筆 10,741円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
兵庫県高砂市米田町 石本 英司	神戸市兵庫区氷室町 竹中 一成 明石市東藤江 北山 紀美子	西区神出町廣谷字菅谷 81-5	田 409	本公告日 令和9年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
加古郡稲美町 富田 美和子	神戸市西区岩岡町 松江 隆生	西区岩岡町野中字神出道下 1402	田 2,110	令和7年4月1日 令和10年3月31日	20,000円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市垂水区東垂水 久保 浩俊	神戸市西区榎谷町 雪永 博子	西区榎谷町栃木字西ヶ市 1149-1 西区榎谷町栃木字西ヶ市 1150	田 1,003 田 347	本公告日 令和11年3月31日	8,200円／1筆 2,800円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市垂水区小東山本町 宮竹 志穂美	神戸市西区榎谷町 雪永 博子	西区榎谷町谷口字古井 729	田 1,430	本公告日 令和11年3月31日	11,600円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。

令和7年3月4日 神戸市公報第3900号

神戸市西区押部谷町福住628-370 合同会社 陽だまり農園 代表社員 西村 栄二	神戸市西区押部谷町 藤田 廣子	西区押部谷町押部字向井 945 西区押部谷町福住字上川原 697-1 西区押部谷町福住字上川原 697-2 西区押部谷町福住字上川原 697-3 西区押部谷町福住字上川原 697-4 西区押部谷町福住字上川原 697-5	田 1,978 田 100 田 470 田 170 田 400 田 890	令和7年4月1日 令和12年3月31日	10,000円/1筆 玄米30kg/1筆 493円/1筆 玄米1.48kg/1筆 2,315円/1筆 玄米6.95kg/1筆 837円/1筆 玄米2.51kg/1筆 1,971円/1筆 玄米5.91kg/1筆 4,384円/1筆 玄米13.15kg/1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額及び全量を甲の住所へ持参する。
神戸市西区押部谷町福住628-370 合同会社 陽だまり農園 代表社員 西村 栄二	神戸市西区押部谷町 藤田 真之	西区押部谷町押部字柳 952	田 2,100	令和7年4月1日 令和12年3月31日	10,000円/1筆 玄米60kg/1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額及び全量を甲の住所へ持参する。
神戸市西区押部谷町福住628-370 合同会社 陽だまり農園 代表社員 西村 栄二	神戸市西区押部谷町 財田 久司	西区押部谷町福住字上川原 689	田 1,457	令和7年4月1日 令和12年3月31日	玄米30kg/1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全量を甲の住所へ持参する。
神戸市西区押部谷町 藤本 裕之	神戸市西区押部谷町 上谷 寛治	西区押部谷町西盛字大垣内 341-2 西区押部谷町西盛字大垣内 359	田 972 田 2,116	令和7年4月1日 令和12年3月31日	9,200円/1筆 20,000円/1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区押部谷町福住628-370 合同会社 陽だまり農園 代表社員 西村 栄二	神戸市西区押部谷町 藤本 敦司	西区押部谷町西盛字向井 786-4 西区押部谷町西盛字向井 786-5 西区押部谷町西盛字向井 786-6 西区押部谷町細田字古添 929	田 224 田 335 田 314 田 1,126	令和7年4月1日 令和12年3月31日	3,025円/1筆 4,525円/1筆 4,241円/1筆 15,209円/1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区押部谷町福住628-370 合同会社 陽だまり農園 代表社員 西村 栄二	神戸市西区押部谷町 平井 美樹男	西区押部谷町西盛字向井 786-7 西区押部谷町西盛字向井 786-8 西区押部谷町西盛字向井 786-9	田 271 田 410 田 398	令和7年4月1日 令和12年3月31日	2,511円/1筆 3,800円/1筆 3,689円/1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。

令和7年3月4日 神戸市公報第3900号

神戸市西区平野町 谷 哲治	神戸市西区平野町 中垣 智亘	西区平野町堅田字井元 904 西区平野町堅田字井元 909-1	田 2,983 田 766	本公告日 令和11年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区平野町繁田589 合同会社 エースクール 代表社員 田中 康晃	神戸市西区平野町 藤本 吉秀	西区平野町常本字西ノ口 247 西区平野町常本字丹谷 358	田 1,251 田 3,070	本公告日 令和11年3月31日	12,510円／1筆 30,700円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区神出町 南 高広	神戸市西区神出町 溝端 由美子 高砂市荒井町 赤岡 進	西区神出町小東野字遊岩 41-16	田 989	令和7年4月1日 令和12年3月31日	10,000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区押部谷町 小原 政克	神戸市西区押部谷町 高原 瑠理加	西区押部谷町木津字勝田 1991	田 2,576	本公告日 令和12年3月31日	25,760円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区伊川谷町 三澤 康嗣	神戸市西区伊川谷町 古畑 秀三	西区伊川谷町前開字安養坊 285-1	田 2,544	令和7年4月1日 令和17年3月31日	11,520円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市西区榎谷町 柳瀬 勝	神戸市西区榎谷町 藤本 富子	西区榎谷町長谷字上井 723 西区榎谷町栃木字堂ノ前 251	田 966 田 716	令和7年4月1日 令和17年3月31日	10,000円／1筆 5,000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市西区神出町 竹中 一馬	神戸市西区神出町 竹中 敏勝	西区神出町古神字浄念 617 西区神出町古神字浄念 618 西区神出町古神字浄念 619 西区神出町古神字浄念 620 西区神出町古神字辻道 721 西区神出町古神字南大西 894-4 西区神出町古神字南大西 894-5	田 1,886 田 1,217 田 1,878 田 2,087 畑 1,444 畑 625 畑 95	令和7年4月1日 令和17年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用 普通畑として利用	

令和7年3月4日 神戸市公報第3900号

(2) 中間管理事業

利用権の設定をうける者(乙)	利用権を設定する者(甲)	利用権を設定する土地		設定する利用権		権利の種類 (備考)	内容(土地 の利用目的 を含む。)	借賃の支払の方法
		土地の所在地	現況地目 認定面積㎡	開始年月日 終了年月日	貸借料 物			
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市北区八多町 藤原 喜久治	北区八多町深谷字下長尾 1903-1	畑 3,024	令和7年4月1日 令和17年3月31日	27,216円/1筆	貸貸借権設定	普通畑として利用	毎年度2月中に乙の 指定する方法で支払 う。
	神戸市北区大沢町 石井 孝雄							
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市灘区箕岡通 八坂 真佐雄	北区八多町深谷字下長尾 1903-2 北区八多町深谷字下長尾 1903-3	田 2,275 畑 15	令和7年4月1日 令和17年3月31日	20,475円/1筆 135円/1筆	貸貸借権設定	水田として利用 普通畑として利用	毎年度2月中に乙の 指定する方法で支払 う。
	神戸市北区大沢町 石井 孝雄							
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市北区長尾町 今西 昌敏	北区長尾町上津字下保代 3432-1 北区長尾町上津字下保代 3433-1 北区長尾町上津字前田 5458 北区長尾町上津字榎ノ脇 5494 北区長尾町上津字下保代 5772-1	田 377 田 330 田 1,662 田 1,324 田 1,694	令和7年4月1日 令和17年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
	神戸市北区長尾町上津字北向3867-2 株式会社 こうべファーム 代表取締役 奥町 年一							
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市北区長尾町 奥町 年一	北区長尾町上津字佐空 3484-1 北区長尾町上津字佐空 3506-1 北区長尾町上津字塚ヶ坪 5830 北区長尾町上津字塚ヶ坪 5831	田 551の内400 田 1,545 田 2,081 田 3,328	令和7年4月1日 令和17年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
	神戸市北区長尾町上津字北向3867-2 株式会社 こうべファーム 代表取締役 奥町 年一							

令和7年3月4日 神戸市公報第3900号

神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市北区長尾町 辻 壽賀子	北区長尾町上津字団子坂 3541-4 北区長尾町上津字下流田 5810-1	田 207 田 2,000	令和7年4月1日 令和17年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市北区長尾町上津字北向3867-2 株式会社 こうべファーム 代表取締役 奥町 年一	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市北区長尾町 辻 明男	北区長尾町上津字団子坂 3542 北区長尾町上津字上流田 5797 北区長尾町上津字上流田 5798 北区長尾町上津字下流田	田 89 田 789 田 880 田	令和7年4月1日 令和17年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市北区長尾町上津字北向3867-2 株式会社 こうべファーム 代表取締役 奥町 年一	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	5804 北区長尾町上津字下流田 5810-2	田 585 田 1,359					
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市中央区港島中町 奥町 幸生	北区長尾町上津字下保代 5775 北区長尾町上津字下保代 5781	田 1,058 田 2,475	令和7年4月1日 令和17年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市北区長尾町上津字北向3867-2 株式会社 こうべファーム 代表取締役 奥町 年一	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市北区長尾町 田中 義昭	北区長尾町上津字下保代 5780 北区長尾町上津字下保代 5782	田 3,575 田 1,507	令和7年4月1日 令和17年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市北区長尾町上津字北向3867-2 株式会社 こうべファーム 代表取締役 奥町 年一	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市北区長尾町 流田 文夫	北区長尾町上津字下流田 5811-1 北区長尾町上津字下流田 5811-2	田 2,771 田 430	令和7年4月1日 令和17年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市北区長尾町上津字北向3867-2 株式会社 こうべファーム 代表取締役 奥町 年一	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							

令和7年3月4日 神戸市公報第3900号

神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区神出町 岡部 一郎	西区神出町東字追ノ谷 2442 西区神出町北字清水谷 1077	田 1,760 田 2,162	令和7年4月1日 令和17年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区神出町 穴田 泰久	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区神出町 竹本 ひとみ 神戸市西区神出町 竹本 励子 神戸市西区神出町 竹本 正登	西区神出町田井字長池ノ下 1836 西区神出町田井字長池ノ下 1837 西区神出町田井字長池ノ下 1842	田 2,218 田 2,184 田 1,756	令和7年4月1日 令和17年3月31日	22,180円/1筆 21,840円/1筆 17,560円/1筆	貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中に乙の 指定する方法で支払 う。
明石市大久保町 大西 優作	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							毎年度11月中に甲の 指定する方法で支払 う。
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区神出町 沼田 雅弘	西区神出町廣谷字北岡 594-2 西区神出町廣谷字赤坂 1103 西区神出町廣谷字赤坂 1104	田 1,692 田 2,127 田 2,136	令和7年4月1日 令和17年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用 水田として利用 水田として利用	
神戸市西区神出町 穴田 泰久	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	西区神出町廣谷字赤坂 1106 西区神出町廣谷字赤坂 1115 西区神出町廣谷字北岡 1119 西区神出町廣谷字北岡 1128	田 1,106 田 1,982 畑 1,526 田 2,028				水田として利用 水田として利用 普通畑として利用 水田として利用	
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区神出町 長田 定子	西区神出町北字大歳前 1063 西区神出町北字清水谷 1079 西区神出町北字清水谷 1081	田 2,133 田 2,094 田 2,150	令和7年4月1日 令和17年3月31日	10,665円/1筆 10,470円/1筆 10,750円/1筆	貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中に乙の 指定する方法で支払 う。
神戸市西区神出町北465-3 神出ファーム ビレッジ内 農事組合法人神出北宮農組合 代表理事 西馬 伸彦	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							毎年度11月中に甲の 指定する方法で支払 う。

令和7年3月4日 神戸市公報第3900号

神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区神出町 長田 定子	西区神出町北字清水谷 1096	田 980	令和7年4月1日 令和17年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区神出町北465-3 神出ファーム ビレッジ内 農事組合法人神出北宮農組合 代表理事 西馬 伸彦	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区枝吉 吉井 潤一	西区岩岡町岩岡字中島 1239-4 西区岩岡町岩岡字中筋 1457-1	田 2,158 畑 2,198	令和7年4月1日 令和17年3月31日	15,000円/1筆 15,000円/1筆	貸貸借権設定	水田として利用 普通畑として利用	毎年度12月中に乙の 指定する方法で支払 う。
神戸市西区岩岡町 安福 元章	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							毎年度11月中に甲の 指定する方法で支払 う。

令和7年3月4日 神戸市公報第3900号

(3) 解除条件付

利用権の設定をうける者(乙)	利用権を設定する者(甲)	利用権を設定する土地		設定する利用権		権利の種類 (備考)	内容(土地 の利用目的 を含む。)	借賃の支払の方法
		土地の所在地	現況地目	開始年月日 終了年月日	貸借料物			
			認定面積 ㎡					
神戸市北区鹿の子台北町 町田 仁志	神戸市北区淡河町 沖本 寛	北区淡河町東畑字上ノ垣内 919	畑 1,237の内590	本公告日 令和16年12月31日	4,700円/1筆	賃貸借権設定	普通畑として利用	毎年12月20日までに 当該年に係る借賃の 全額を甲の住所へ持 参する。
神戸市長田区大丸町 橋口 英明	神戸市西区押部谷町 村主 清家	西区押部谷町西盛字西之下 733	田 1,582の内791	本公告日 令和9年3月31日	7,910円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の指定す る預金口座へ振り込 む。
神戸市長田区平和台町 川村 好則	神戸市西区平野町 田中 覚	西区平野町中津字門出 2492	田 1,249の内448	本公告日 令和9年3月31日	8,960円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の指定す る預金口座へ振り込 む。
神戸市東灘区住吉東町 佐藤 広明	神戸市西区平野町 田中 覚	西区平野町中津字門出 2492	田 1,249の内801	本公告日 令和9年3月31日	16,020円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の指定す る預金口座へ振り込 む。

(4) 所有権移転

所有権の移転を受ける者（乙）		所有権の移転を行う者（甲）		所有権の移転を受ける土地			所有権の移転の内容					所有権の移転に係る当事者間の法律関係	
氏名	住所	氏名	住所	所在及び地番	地目		面積 (㎡)	土地の 利用目的	所有権移 転の時期	対価	対価の支払 いの方法		土地の引き 渡し時期
					登 記 簿	現 況							
合同会社 エースクール 代表社員 田中 康晃	神戸市西区平野町繁田 589	藤本 靖夫	神戸市西区平野 町	西区平野町常本 字後代15	田	田	2,447	水田とし て利用	令和7年 3月10日	2,000,000円	令和7年2 月28日まで に対価の全 額を甲の指 定する預金 口座へ振り 込む。	令和7年 3月10日	売買
				西区平野町常本 字西ノ口230	田	田	3,124			1,493,000円			
				西区平野町常本 字丹谷344	田	田	3,015			1,441,000円			
				西区平野町常本 字丹谷368-1	田	田	2,783			1,330,000円			
				西区平野町常本 字上垣内474-1	田	田	574			274,000円			
				西区平野町常本 字上垣内508	田	田	3,060			1,462,000円			

神戸市公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第52条第1項の規定に基づき決定した神戸国際港都建設事業浜山地区土地区画整理事業の事業計画を変更したので、同法第55条第13項において準用する同条第9項の規定により、次のとおり公告します。

令和7年3月4日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 土地区画整理事業の名称及び事務所の所在地
神戸国際港都建設事業浜山地区土地区画整理事業
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 2 施行者の名称
神戸市
- 3 事業計画の決定年月日
平成5年1月27日
- 4 事業施行期間についての変更に係る事項
「平成5年1月27日から令和7年3月31日まで」を「平成5年1月27日から令和12年3月31日まで」に変更
- 5 変更の年月日
令和7年3月4日

神戸市公告

昭和40年11月15日付けで決定のあった神戸国際港都建設計画東灘山手地区土地区画整理事業の事業計画を令和7年3月4日付けで変更したので、都市計画法施行法（昭和43年法律第101号）第36条第1項の規定に基づき適用される同法第35条の規定による改正前の土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第10項において準用する同条第7項の規定により、次のとおり公告します。

令和7年3月4日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 土地区画整理事業の名称及び事務所の所在地
神戸国際港都建設計画東灘山手地区土地区画整理事業
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 2 施行者の名称
神戸市
- 3 事業計画の決定年月日
昭和40年11月15日
- 4 事業施行期間についての変更に係る事項
「昭和40年11月15日から令和7年3月31日まで」を「昭和40年11月16日から令和12年3月31日まで」に変更
- 5 変更の年月日
令和7年3月4日

神戸市公告

神戸市都市景観条例（令和3年12月条例第25号）第17条第2項の規定に基づく協議の申し出がありましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該申し出に係る書面及び図書の写しを都市局景観政策課窓口において一般の縦覧に供します。

令和7年3月4日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 景観影響建築行為予定者の氏名及び住所
阪急阪神不動産株式会社 住宅事業本部長 古谷 慎一
大阪市北区芝田1丁目1番4号
- 2 設計者の氏名、住所及び連絡先
株式会社タクトプラン建築事務所大阪 溝口 由浩
大阪府中央区安土町3丁目4番5号 本丸田ビル6階
06-6226-8722
- 3 景観影響建築行為の概要
 - (1) 所在及び地番 神戸市東灘区岡本1丁目38番1
 - (2) 敷地面積 約 467平方メートル
 - (3) 建築面積 約 304平方メートル
 - (4) 延べ面積 約2,525平方メートル
 - (5) 高さ 約 40.9メートル
 - (6) 構造 鉄筋コンクリート造
 - (7) 階数 地上11階
 - (8) 建物用途 共同住宅
- 4 縦覧の期間
令和7年3月4日から令和7年3月17日まで

神戸市公告

地区計画等の案を作成したいので、神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例（昭和56年12月条例第35号）第14条第1項及び第2項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該地区計画等の案の内容となるべき事項（以下「素案」といいます。）を令和7年3月4日から同月18日まで公衆の縦覧に供します。

なお、素案に対して意見を有する者は、同条例第16条の規定により、令和7年3月4日から同月25日まで、本市に意見書を提出することができます。

令和7年3月4日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

1 地区計画等の種類

神戸国際港都建設計画地区計画

2 地区計画等の名称

神戸ハーバーランド地区地区計画

3 地区計画等の位置及び区域

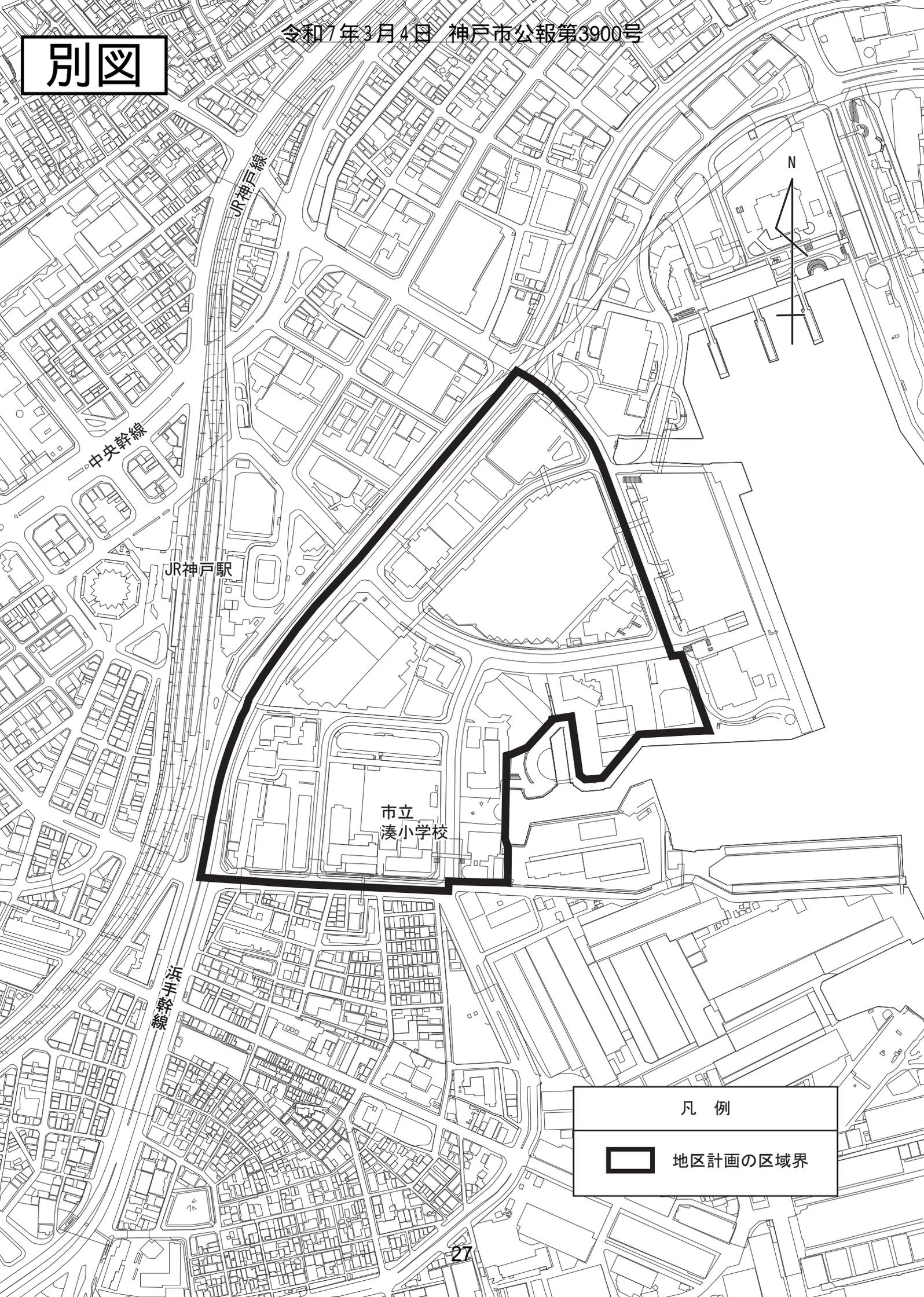
神戸市中央区東川崎町1丁目及び海岸通6丁目（別図のとおり）

4 素案の縦覧場所及び意見の提出場所

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 三宮国際ビル6階

神戸市都市局都市計画課

別図



凡 例

▭ 地区計画の区域界

神戸市公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地につき農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条第1項に規定する神戸農業振興地域整備計画に係る軽微な変更をしたので、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和7年3月4日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

土地の表示						変更内容
市	区	町	字	地番	面積	
神戸	西	押部谷町和田	谷合	302番3のうち 別図の斜線部分	346㎡のうち 33㎡	農用地区域 から除外す る。

別図は省略する。

神戸市水道告示第32号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第5条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により告示する。

令和7年3月4日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

指定番号	名称	所在地	代表者	指定年月日
42429	株式会社 サンテック	三木市福井3丁目 15番5号	大林 洋三	令和7年2月28日